

第5回 長野市福祉有償運送運営協議会の概要

1 開催日時 平成22年2月18日(木)午前10時00分～午前10時20分

2 会議場所 長野市役所第二庁舎10階会議室18

3 出席者

(1) 委員 10人

竹内徳幸・長野市保健福祉部障害福祉課長

菅原幸三・北陸信越運輸局長野運輸支局運輸企画専門官

古沢明雄・(福)長野市身体障害者福祉協会理事長

内山桂次・長野市知的障害者育成会会長

鈴木雅人・NPO長野県ハンディキャブ連絡会事務局長

松木久芳・(福)長野市社会福祉協議会事務局長

滝川哲也・桜観光タクシー株式会社代表取締役社長

中村良政・長野県タクシー協会副会長

赤堀好政・長野第一個人タクシー協同組合理事長

松本文人・全国自動車交通労働組合長野地方連合会副執行委員長

(2) 事務局 6人

上野静男・障害福祉課長補佐

小林栄子・障害福祉課長補佐

佐藤正修・障害福祉課係長

長野 将・障害福祉課係長

湯本高弘・障害福祉課主査

下平 嗣・高齢者福祉課係長

(3) 案件申請者 2人

宮澤 瑞・特定非営利活動法人きらら 理事

山崎弘雄・(福)長野市社会福祉協議会地域福祉課係長

4 会議次第

(1) 開会

(2) 協議事項

特定非営利活動法人きらら の登録申請について

社会福祉法人長野市社会福祉協議会 の運送の区域の変更登録申請について

(3) 閉会

5 協議事項

(1) 特定非営利活動法人きららの登録申請について

事務局から説明

- ・運営要領第2第2項に規定する新規登録に必要な書類（資料1-1から資料1-4）の説明。
- ・資料1-2の申請書、資料1-3の添付資料については事前に運輸支局で内容を確認していただき整備されたものとなっている。

資料1-1 当協議会への協議申請書（申請者は「特定非営利活動法人きらら」清水雅也理事長）

資料1-2 運輸支局への登録申請書の写し（長野市、須坂市を運送区域とし、当法人は軽車両の車いす車1台を利用しての事業）

資料1-3 新規登録申請にあたり添付する書類（福祉処理方針に定める書類）

1. 定款・登録事項証明書・役員名簿
2. 宣誓書
3. 自動車の使用権原を証する書類
4. 運転者の就任承諾書・運転免許証写し
5. 運行管理の責任者の就任承諾書
6. 運行管理の体制等を記載した書類
7. 旅客の名簿
8. 自動車保険証書等の写し

資料1-4 旅客から収受する対価に関する書類

- ・資料1-3資料中、3.自動車の使用権原を証する書類、4.運転者の就任承諾書・運転免許証写し、7.旅客の名簿、8.自動車保険証書等の写しについてはコピーを配布していない。申請書の原本はここに用意しており、内容について事務局でも確認している。
- ・福祉有償運送については、おもに須坂市を運送区域とするものであり、須坂市の福祉有償運送運営協議会が昨日開催され、須坂市では協議が調ったもの。
- ・ヘルパーサービスを利用している障害者の1名が長野市へ転入したことにより、この1名については須坂市内を発着することなく、長野市内のみでの移動の可能性があることから、本市の福祉有償運送運営協議会での協議が必要となった。
- ・事業の概要については申請者から説明していただく。

申請者から説明

- ・平成20年に法人が設立され、パートを含め12名の職員でヘルパー事業を行っている。
- ・視覚障害の方が長野市に転入し、須坂市内を発着することなく、長野市での利用を希望されるので協議をお願いした。

- ・長野市で事業の拡大を目指すものではないので御了承願いたい。
- ・対価について、料金表は3名までの記載になっているが、長野市では複数乗車はなく1名の利用なので、1名の欄を見ていただきたい。3キロメートルまで300円、その後、1キロメートルごとに100円加算となる。

質疑応答及び意見

なし

採決

- ・全委員異議なしにより、「特定非営利活動法人きらら」が福祉有償運送の登録申請をすることについて、協議が調ったものと決定した。

(2) 社会福祉法人長野市社会福祉協議会 の運送の区域の変更登録申請について 事務局から説明

- ・本年1月1日の市町村合併に伴い、社会福祉協議会も本年4月1日に合併となる。
- ・現在、信州新町地区では（福）信州新町社会福祉協議会が信州新町地区を運送区域とした福祉有償運送を行っており、社会福祉協議会の合併により長野市社会福祉協議会が合併後の長野市を運送区域とした福祉有償運送を行うことから、運輸支局への変更登録が必要となる。
- ・資料2-2の申請書、資料2-3の添付書類については事前に運輸支局で内容を確認していただき概ね整備されたものとなっている。
- ・なお、運行管理の体制等については、現在の社会福祉法人としての信州新町社会福祉協議会が解散し、長野市社会福祉協議会信州新町地区社会福祉協議会が設立される時点で変更が生じることから、変更が生じた時点で、改めて報告書を提出していただく。
- ・協議に必要な書類（資料2-1から資料2-3）の説明。

資料2-1 当協議会への協議申請書（申請者は「社会福祉法人長野市社会福祉協議会」渡邊一正会長）

資料2-2 運輸支局への変更登録申請書の写し

資料2-3 変更登録申請にあたり添付する書類

- 1．自動車の使用権原を証する書類
- 2．運転者の就任承諾書・運転免許証写し
- 3．運行管理の責任者の就任承諾書
- 4．運行管理の体制等を記載した書類
- 5．旅客の名簿
- 6．登録証
- 7．自動車保険証書等の写し

- ・資料 2 - 3 の資料中、1 . 自動車の使用権原を証する書類、2 . 運転者の就任承諾書・運転免許証写し、5 . 旅客の名簿、7 . 自動車保険証書等の写しについては、コピーの配布をしていない。申請書の原本はここに用意しており、内容についても事務局で確認している。
- ・利用者の身体の状況については、旧信州新町で確認され、現に利用されている方である。
- ・事業の概要については申請者から説明していただく。
申請者から説明
- ・事務局から説明があったように、社会福祉協議会が合併することにより、町社協が行っている信州新町地区の福祉有償運送を 4 月 1 日から長野市社協が行うものである。
- ・信州新町での運行状況は、会員が 200 名、車両が 9 台、運転手が 12 人の体制で一月 30 件から 40 件の運送を行っている。
- ・料金については 5 キロメートルまでが 410 円、5 キロメートルから 10 キロメートルまでが 750 円、10 キロメートルから 15 キロメートルまでが 1,000 円、15 キロメートル以上が 1 キロメートルあたり 150 円で行っていた。
- ・今後は、長野市と同じになるので、1 回または 1 時間あたり 600 円の利用料をいただいで行っていくものである。
- ・合併後の信州新町を含めた長野市でのトータルでは、利用会員数が約 3,000 人ぐらい、車両台数は 31 台で行っていく。

質疑応答及び意見

- ・中村委員
合併に伴って申請ということになると思うが、だんだん長野市が広域になって、運行管理の責任者とか、整備管理の責任者である方が旧長野市というか、こちらの方に居られ、信州新町の方はどういう形の中で対応していくのかお聞きしたい。現地にも代理者を立てるとかの方法は考えておられるか。
- ・申請者
先ほど事務局からも説明があったが、実際に現場では信州新町社会福祉協議会にお願いする部分が出てくる。ただし、信州新町社会福祉協議会が今年の 3 月 20 日以降に発足するので、今現在名前は長野市の本部の体制を書いてあるが、そちらが整い次第、代行者ということで地区の担当者を設けたいと考えている。
- ・竹内会長代理
この件については、社会福祉協議会の合併に伴って市社協が受け継ぐもので、御説明があったように 3 月ごろ現地の責任者が決まるというものでもあり、料金も市に統一するということである。

採決

- ・全委員異議なしにより、「社会福祉法人長野市社会福祉協議会」が福祉有償運送の運送区域について変更登録をすることについて、本協議会は協議が調ったものと決定した。

協議事項終了